

○大牟田市教育委員会傍聴人規則

平成11年3月24日教育委員会規則第23号

改正

平成14年2月15日教委規則第3号

平成22年10月13日教委規則第4号の2

平成27年3月31日教委規則第5号

大牟田市教育委員会傍聴人規則

大牟田市教育委員会傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大牟田市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、6人とする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始前に受付において傍聴人名簿に住所、氏名等を記載し、係員の指示に従い入場しなければならない。

2 前項の場合において、会議を傍聴しようとする者が傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（傍聴の禁止）

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）その他教育長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）帽子を着用しないこと。ただし、教育長の許可を受けた場合はこの限りでない。
- （3）飲食又は喫煙をしないこと。
- （4）私語、談話又は拍手等をしないこと。

- (5) 議事に対し批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (6) 教育長の許可を受けた場合を除き、写真機、録音機等を使用しないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反する場合又は教育長の指示に従わない場合は、これを制止するとともに、当該者がその命令に従わないときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、教育長が傍聴を禁止したとき、又は前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

3 傍聴人は、会議を公開しない旨の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年2月15日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年10月13日教委規則第4号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。